

令和2年9月10日(木)

開会（9：53）

○八幡元弘委員長

開会宣言。出席委員が9名で定足数に達し、会議が成立した旨、宣言。当委員会に審査を付託された議案は、「条例の制定」1件、「条例の一部を改正する条例」1件である。議案の審査に入る前に、高橋副市長よりあいさつ願いたい。

○高橋副市長

おはようございます。新型コロナウイルスの話になりますが市内で3例目の感染が確認されたところですが、日本全国的に見ますと第2波の方もだんだんと落ちついてきたというところで、市内中学校においては、中条中学校以外の3校で先週9月5日土曜日に体育祭が開催されたというところです。今年の中学校3年生のことを考えると非常にかわいそうだと思うのが2年生の最後に行く予定であった関東・関西への修学旅行これが延期ということでもうまだに実施されていない状況であります。今各学校で計画しているのが、近い所だと市内少し離れているところだと県内で修学旅行を実施しようという動きになっているところでもあります。中々ワクチンの方も色々難しい問題があるようですが、一刻も早く治療薬そしてワクチンが確立されて今修学旅行に行けなかった子たちも「ああ自分達が中学校の時に新型コロナウイルスというものがあつたんだな」という思いが語られるような収束に向けての状況が出来ることを望むばかりです。本日は案件として条例改正、条例制定1件ずつだがよろしく審議願いたい。

議第77号 胎内市税条例の一部を改正する条例

安部税務課長説明

全国的に増加傾向にある所有者不明土地等に係る固定資産税については、現所有者の把握が容易でないこと、また課税の公平性の観点から地方税法の一部改正が行われたものである。その制度を導入するため条例で定めることにより登記簿又は課税台帳に所有者とされている個人が死亡している場合における当該土地又は家屋の現所有者、いわゆる実質的な所有者に対し現所有者の氏名住所と賦課徴収に必要な事項を申告させることができるといった内容である。申告の期限としては、現所有者であることを知った日の翌日から3か月を経過した日までとしている。これについては、相続放棄をする場合の熟慮期間と同様の期間を用い

たものである。また63条第1項においては現所有者の申告すべき事項について正当な理由がなく申告しなかった場合には10万円以下の過料を科すこととなっている。条例の施行については公布の日としますので、それ以後に現所有者であることを知った者について適応されるものである。

質疑

○渡辺秀敏委員

現状でも親が死亡した時に死亡届を出しに行きます。そうすると税務課にも回ってくれと案内されるが現状とあまり変わらないのではないかと。行かない人も中にはいるのか。そうすればこれからのがれる人も出てくると思うが。その辺現状はどうか。そちら税務課に行かない人もいると思うが。

○安部税務課長

議員の言うとおりの死亡の後処理ということで税務課の方にもほぼ回ってもらっています。ただ県外で所有者となっている方については、届け出をしてもらわないと亡くなったことを把握できない現状にある。

○渡辺秀敏委員

10万円以下の過料が届け出なかった場合あるということですが、今現在もあるのか。

○安部税務課長

今回の届け出については過料が入っていなかったので届け出をしなかった場合、過料を科すということを新たに設けたもの。

○小野徳重委員

同じような質問ですけど、今胎内市において課税したいけど所有者がわからない土地はどこにあるのか。

○安部税務課長

相続放棄をいたしまして課税保留となっている件数については、個人で33件、税額にして98万5千円と法人が8件で税額で46万6千円になる。

○小野徳重委員

個人の相続放棄した場合その土地はどうなるのか。所有権は。

○安部税務課長

所有権は登記簿に登録されている亡くなった方の名前のままになる。相続放棄すると破産管財人をたて処分しない限りはずっと現状のまま課税することも出来ないし処分もできない。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第 80 号 胎内市立小中学校の適正規模等に関する検討委員会条例

佐久間学校教育課長説明

これは将来にわたる人口減少に対応した望ましい学校教育環境の整備に向けて、胎内市立小中学校の適正規模及び適正配置について検討を進めるため、附属機関の設置についてお諮りするものである。なお、本委員会の委員構成については、地域、保護者、学校関係者のほか、専門家を交え多角的な視点からの意見を伺いたいと考えている。条例第 2 条で所掌事務として、教育委員会の諮問に応じ、胎内市立小中学校の適正規模及び適正配置に関し必要な事項を調査審議するものとしている。第 3 条では、委員 20 人以内で構成することとし、学識経験者、区長の代表、学校運営協議会の代表、保護者の代表、学校関係者の内から教育委員会が委嘱すること。第 3 条の第 3 項においては、アドバイザーを置くことができるものと規定している。第 4 条では委員の任期は、諮問に係る答申した日をもって終了するものとしている。第 5 条及び第 6 条では正副委員長に係る規定また会議の開催、会議の議決等について規定した。第 7 条では調査審議を行うために必要があると認めるときの意見の聴取等について、第 8 条では本委員会の庶務は学校教育課において処理すること、第 9 条にはこの条例に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は委員長が会議に諮って決めることと定めている。附則においてこの条例は公布の日から施行することとしてまして、公布後すみやかに委員の人選と委嘱を行い令和 2 年度中には 3 回程度の会議の開催を予定したいと

考えている。なお、諮問から答申までの期間については、現時点では未定だが答申を得たのち答申を踏まえ教育委員会、市としての方針を定めることとしているのでご理解のほどお願いいたします。

質疑

○小野徳重委員

委員は20人以内と決まっているが、2項の中で各号の人数内訳と2点目は、委員の任期は諮問から答申の間とのことだが今定まっていないということだが、。大体いつ頃答申の期限として予定しているのか。

○佐久間学校教育課長

委員構成の概ねの人数については、現在想定しているのが、学識経験者として3人、区長の代表は市内4地区から代表を選出したいと考えている。学校運営協議会の代表についてもすべての小中学校で設置されているが4地区から一人ずつ4名で、保護者代表については各地区からのPTA4人プラス保育園の保護者代表としてあと数名お話ししたいと考えている。最後の学校関係者については、小学校、中学校校長会の会長2名を想定している。2点目の諮問から答申までの期間ですが、現在未定とお話ししましたが他の市町村等で制定諮問を受けて答申までの期間を参考までに見ると概ね1年から1年半そして7回から9回程度委員会を開催しているので1年から1年半が一つの目安になると考えている。

○渡辺秀敏委員

第6条のところを見ると過半数の出席であると出席した委員の過半数となっているが、そうすると数字的に具体的にいうと20人のところが半数だと11人の出席です。その過半数の賛成ということは6人の賛成で結局議案が通るという形になると思うが、20人もいてたった6人の賛成で果たしてどこまで拘束力があるのか。最終的には教育委員会で決定することになれば諮問委員会の役割はどういう感じになるのか。

○佐久間学校教育課長

1点目の可否を決定しなければいけない場面で最少人数の場合どうなるかといったことですが規程上は通常の会議等の開催の例に従ってこのように定めていますので出席者が11名というような場合については言う通り6人で可となる。ただ現実問題としては、内容も内容なので半分しか出席できないというような会議の開催については十分配慮し、そうならないような設定等を踏まえてやっていきます。

2点目の委員の役割ですが、冒頭の提案理由の説明でも申し上げたとおり幅広い方々の意見を聞きたいことと専門家も交えて専門的な視点からの意見等をもらいながら教育委員会だけでない他課だけで判断するのではなく意向等を十分この場で調査しそれを踏まえた中で判断したいということでもありますので幅広い意見をいただく場としたいということで役割は考えている。

○渡辺秀敏委員

例えばこの委員会で統合を例にとった場合、賛成という意見が出た場合でも教育委員会で最終的にはそれをひっくり返すということ有り得るのか。

○佐久間学校教育課長

答申であるので答申については尊重しながら方針の決定に当たるということになるので、今時点でそういった事態は想定してませんが、そういった事態になれば十分審議会の意見聴取等を踏まえた中で判断していきたいと思う。まずは尊重はさせてもらう。

○坂上隆夫委員

第2条の適正規模はよくわかるが適正配置はどのようなことを示しているのか。

○佐久間学校教育課長

まず適正配置については市内の各地区ごとに学校の配置としてその場所が適切なのかとあったところになると思われるが、現時点では市内旧町村単位で学校があるので配置について今は問題だとは考えてません。ただし、学校区によってかなり少人数化・小規模化しているのでそこをどう対応するかによっては統廃合を含めて配置というような話が出てくることになると思われるので、まずは順序だててこれからの児童生徒数の減少していく中での規模等について十分意見をもらいながら次の配置等についてもどう進めていきたいかと思っていますので、今段階ではどういった内容が配置基準として議題として上るかについては意見を伺ったうえで示すということで現時点では想定するものではありません。

○天木義人委員

参考までに伺うが、文科省の適正規模というのは小学校中学校どれくらいあるのか。それとあと4, 5年で小学校の入学生徒が減っていくわけですが、これの諮問に1年半その後の検討に何年もかかると実際に実施するのはどれくらいの期間を見込んでいるのか。

○佐久間学校教育課長

適正規模の基準については学校教育法施行規則の中で学級数は一学校当たり12～18学級が標準ということで示されてて、これは中学校も同様である。それにあてはまる学校は小学校でいえば中条小、胎内小。中学校であれば中条中がこの目安には当てはまるがそれ以外の学校については標準外ということになる。今回諮問して答申を得ていつまでに方針を決めるかについては答申までの期間がどれくらいかかるかといったところがまだ現時点でわかりませんので順序だてとしては答申を得たなら内容について必要があれば説明会等も開催しなければいけないと考えてますので、少なくとも答申を得てから半年ないし1年は必要ではないかと考えている。

○天木義人委員

答申から実際に検討して入るまでに約3年位かかるということですが、その間それからまた何年かかかって実際に施行されるわけですがその間の対処法としては検討していくのか。中学校であれば部活の問題とか様々問題があるけどもそういう問題についてはどんな処置をしていくのか。

○佐久間学校教育課長

まず部活動に関しましては現在部活動の在り方について検討を進めているところでありますのでこの先の小中学校の在り方いかんに関わらず現在課題となっている部活動については解消に向けて付属機関の進行を待たずに進めていきたいと思っているし、それ以外の例えば人間同士の関わり合い、人数が減ってきているといわれているが全市的な交流の機会を設けるなどして補うことを協議とは別にしっかりと考えながら進めていきたいと思っているので、それを放置しながらこっちの結果を待つということは考えていない。

○天木義人委員

中条小学校の校舎がだいぶ劣化してしまして建替えを検討しているということですが、それも併せて検討していくのか又は中条小学校は中条小学校で今言われた通り適正規模であるのでそのままにして他のところを検討していくのかその辺の課題は。

○佐久間学校教育課長

中条小学校の老朽化対策については、議会の一般質問等でも質問をいただいてまして年度内に整備方針を示したいということで進めていますので、年度内にはその方向性を示していきたい。その関連と合わせてこれとのかかわりがどうなるかといったことについてもその方

針が決まった時点でお話ができるものと思っておりますので、今しばらくお待ちいただければと思っております。年度内には方針については示すということで協議を進めているところです。

○天木義人委員

そうすると中条小学校に関しては答申が出る前に方針を決めていくということは一応中条小学校は協議から外れる方向でいくと理解していいのでしょうか。

○佐久間学校教育課長

その中から外れるかどうかといったところについても整備方針を示す段階で中条小は単独で行くのかどうかといったところも併せて説明できるものと思われるので一応今のところは委員会で議論するか整備方針をどうするかをセットで考えている。

○天木義人委員

その辺は一緒にやっついていかないと中々整合性が取れないと思う。整備は決っているが答申の場合はこうなるといったことも考えられるので、その辺はそうしていかないとどうするかこうするかその辺整合性のとれない格好でいけば悪いんでないかと思います。やっぱり市の方針がどうなのか何を答申するのかはっきりさせないと統合に向っていくのか。どういった方向にいくのか答申の内容を答申するんだったら諮問委員会にこういうような問題に対してきちんと示していかないといけないと思う。なんでもかんでも諮問委員会に任せて統合でもいいし自立でもいいし…。方向性をどうするのか市の方向としてはどうするのかある程度方向性は示していかないと。あれこれで整合性はとれないので明確な市の方針があればいいのではないかと。

○高橋副市長

学校教育課長からも話があったが中条小に関しては来年の3月末までの間にどうするかということはこの条例制定の検討委員会との整合性を図りながらどうしていくのか。ここに入れるのか別個にするのか。委員のおっしゃるようにその部分は年度末までに決めていくということですので決してこれだけ別個に出すかもしれないが整合性のないような計画にはならないようにやっていきます。

○羽田野孝子委員

今の説明では答申が出てから地域の説明会をしていくとのことでしたが学校については市民の方の意向をどのようにきいていくつもりか。例えばアンケートを取るとか。前に小中

一貫校の説明があつて参加したがそれ以外なにもありません。検討委員会は公開すると聞いていますので是非参加してみたい、傍聴していきたいと思うが、一般の市民の方の声をどのように聞いていくつもりか。

○佐久間学校教育課長

今回付属機関を設置してということの趣旨が様々な年齢の市民の方に入っていて意見を伺いながらこちらから示すこれからの児童生徒の推移や今現在の各学校の現状などを説明する中で代表の方にご意見をいただくことでまずはそれを一つ考えています。そこである程度ご理解いただき意見等がまとまってくれば今後答申等に反映されてくると思うが改めてメンバー以外の他の意見も伺いたいという状況下であれば情報発信や意見を伺う機会を設けることも必要になってくると思われるが、現時点では委員の方々の中で趣旨を説明してどういった意見が出るか。それによって方向性が定まっていくものと思われる。他市の例を申し上げるとそういったものも行われているので、それらも想定して市民への説明会についても検討しながら意見も伺いながら進めていきたい。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

(執行部退席 10:25)

以上で総務文教常任委員会を閉会する。